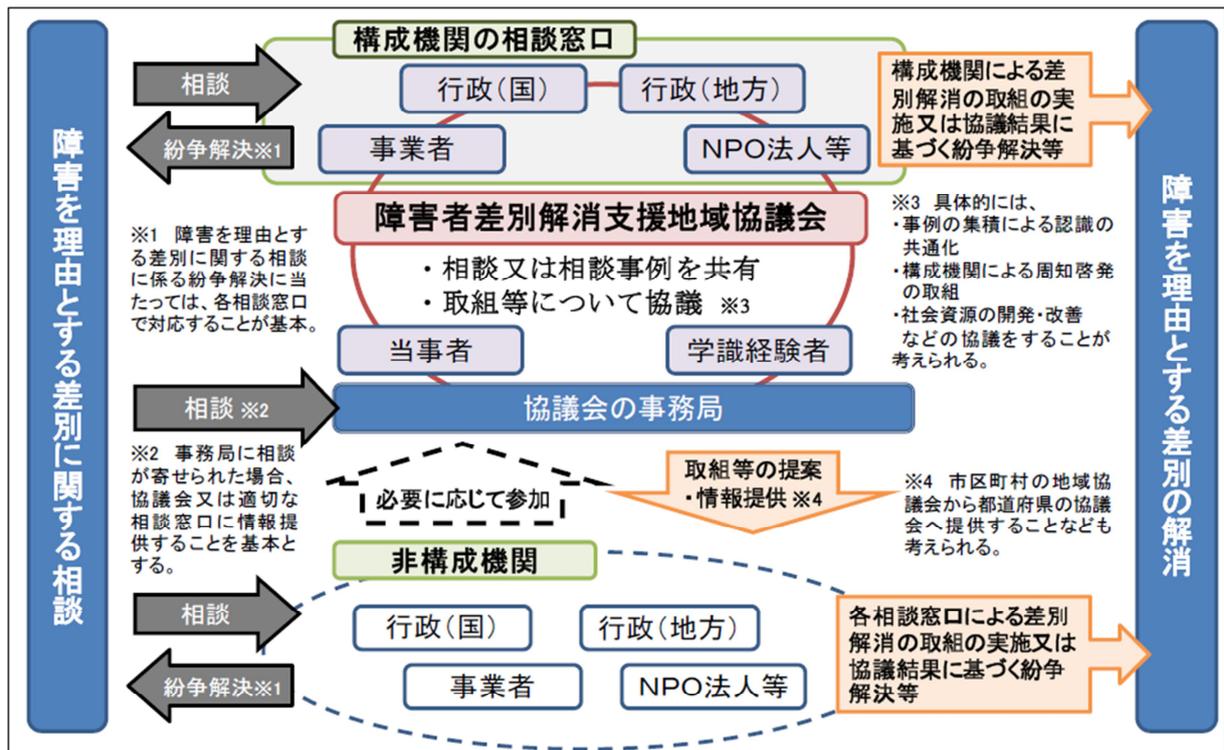


障害者差別解消法に関する本市の取扱いについて

- 1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について
 - (1) 施行日
平成 28 年 4 月 1 日
 - (2) 目的
全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進すること。
- 2 法律上必要なこと
 - (1) 自治体の責務（第 3 条）
必要な施策を策定及び実施すること。
 - (2) 環境の整備（第 5 条）
施設の改善及び設備の整備、職員に対する研修に努めなければならない。
 - (3) 差別の禁止（第 7 条）
 - ア 行政機関等は、不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。
 - イ 障がい者から意思表示があった場合には、負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
 - (4) 対応要領（第 10 条）
職員の対応要領を定めるよう努めるものとする。その際は障がい関係者の意見を反映するよう努める。（公表の努力義務あり）
 - (5) 相談等体制の整備（第 14 条）
相談・解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。
 - (6) 啓発活動（第 15 条）
国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行う。
 - (7) 障害者差別解消支援地域協議会（第 17 条）
障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。

- 3 障害者差別解消支援地域協議会
差別を解消するための取組を効果的・円滑に行うための組織。
構成員には、医療、介護、教育の分野に従事する学識経験者や
団体、自治体職員によって組織される。

障害者差別に関する相談の流れイメージ



- 4 本市の今後のスケジュール予定
- (1) 職員の対応要領の素案作成
 - (2) 対応要領の素案について、障がい団体（自立支援協議会）からのヒアリング
 - (3) 相談・解決を図るための窓口の決定
 - (4) 障害者差別解消支援地域協議会の設置の詳細の決定
 - (5) 普及啓発の対応
 - (6) 職員に対しての研修の実施
 - (7) 対応要領等の公表